

令和元年宇治田原町予算特別委員会

令和元年9月9日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第27号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)
(総務部、建設事業部所管分)
- 日程第2 議案第29号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第27号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)
(健康福祉部、教育委員会所管分)
- 日程第4 議案第28号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1. 出席委員

委員長	11番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	垣内秋弘	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本精	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	6番	原田周一	委員
	7番	馬場哉	委員
	8番	松本健治	委員
	9番	谷口重和	委員
	10番	浅田晃弘	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長 西谷信夫君

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
総務部長	奥谷明君
健康福祉部長	久野村觀光君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	光嶋隆君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
税住民課課長補佐	小川英人君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
宇治田原保育所長	山下愛子君
上下水道課長	垣内清文君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
学校教育課長	岩井直子君
学校教育課課長補佐	細矢和彦君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る9月2日の本会議において上程され本委員会に付託されました、議案第27号、令和元年度一般会計補正予算（第2号）及び議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）並びに議案第29号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の合計3議案につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、町長からご挨拶をお受けしたいと思います。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会も9月2日に開会をいただきまして、5日、6日には一般質問ということで、大変ご苦労さまでございました。また、本日は予算特別委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第27号から議案第29号までの3議案でございます。藤本委員長様、また垣内副委員長様には大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重な審査を賜りましてご可決いただきますよう心からお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務部、建設事業部所管分より行うことといたします。

討論、採決に当たっては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。

また、先に一般会計補正予算、続いて所管の水道事業会計補正予算、また特別会計補正予算の順に進めていきます。

◎議案第27号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） これより議事に入ります。

日程第1、議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げたいというふうに思います。

第27号の議案書、その後ろについております主要事項調書、それと横長の概要ということで、3つの資料を用いてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案書のほうですが、今回の補正予算、歳入歳出それぞれ995万円を追加させていただきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ62億1,683万8,000円とさせていただき補正を計上させていただいているものでございます。

それでは、まず、総務建設常任委員会所管課に係ります関係、補正の主なものにつきまして、横表の概要のほうでご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番、総務課所管となっておりますが、これにつきましては、幼児教育無償化に伴います財源更正でありますことから、後の文教厚生常任委員会所管課分でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

2番、税住民課所管でございます。

町税過年度分還付金及び加算金450万円の追加補正でございます。

法人町民税の予定申告において申告納付された額につきまして、確定申告により還付する必要が生じたこと等により、補正予算を計上させていただきものでございます。

最後に、合計欄をごらんいただきたいと思います。

ただいま、総務建設常任委員会所管課分のみ申し上げましたが、補正予算総額といたしましては995万円。財源の内訳といたしましては、国の補助金、負担金が364万7,000円、府の負担金が269万7,000円に対しまして、一般財源が1,574万5,000円となっておりますが、この中には、子ども子育て支援臨時交付金の1,492万9,000円が入っておりますので、それを差し引きいたしました81万6,000円が実質の一般財源となります。この81万6,000円につきましては、前年度の繰越金を一般財源の財源として充当させていただいているものでござい

ます。

以上、まずは総務建設常任委員会所管課分のご説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

議案第27号に係る総務部、建設事業部所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第27号に係る総務部、建設事業部所管分につきましては終了いたします。

◎議案第29号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第2、議案第29号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。垣内上下水道課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、議案書並びに補正予算の概要書、横長の表です、こちらのほうでご説明申し上げたいと思います。

まず、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1,824万円を追加し、補正後の予算総額を2億4,813万2,000円に、資本的支出のほうで1,500万円を追加し、補正後の予算総額を3億1,494万2,000円とするものでございます。

概要書のほうと横長の表のほうをごらんいただけますでしょうか。

こちら上段、資本的収入、その他工事負担金としまして1,824万円。これにつきましては、京都府が今年度実施しております宇治田原山手線道路工事、これに伴います配水管の移設工事、これを補償費として負担金に追加するものでございます。下段のほう、資本的支出、配水管移設等事業費1,500万円でございます。

この今の収入、支出、この金額に違いがあるのでございますけれども、こちらにつきましては、道路工事の補償対象額として、内訳が、設計委託料が324万円、それと仮設工事費として1,500万円の合計1,824万円を収入として、補償金として京都府のほうからいただく予定でございます。

ただし、この支出につきましては、設計委託費の324万円、これにつきましては当

初の予算分で賄っておりますので、残っております1,500万円のみ計上となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第29号につきましては終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時14分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 日程第3、議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）中、文教厚生常任委員会所管課分につきましてご説明を申し上げます。

また、先ほどの横表のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

横表の1番、総務課となっておりますが、児童福祉施設費に係ります職員人件費1,213万9,000円の財源更正でございますが、これにつきましては、10月から開始されます幼児教育・保育無償化の実施に伴い、保育所を利用される3歳から5歳及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の利用料が無料となりますことから、現在職員人件費に充当しております保育料を減額し、子ども子育て支援臨時交付金に財源を更正するものでございます。

本来、幼児教育の無償化に係る地方負担分につきましては、消費税率10%への引き上げによる増収分を充てることとされておりますが、本年度は消費税率引き上げに伴います地方の増収がわずかであることから、本年度分の地方負担分について子ども子育て支

援臨時交付金が創設をされ、全額国費で措置をされるものでございます。

続きまして、3番、健康児童課所管でございます。

子育てのための施設等利用給付費72万6,000円の追加補正でございます。

10月から開始されます幼児教育・保育無償化の実施に伴い、認可外保育施設等の利用についても保育の必要があると認定を受けた3歳から5歳の利用料について、月額3万7,000円まで無料、また0歳から2歳の住民税非課税世帯の利用料についても月額4万2,000円まで無料となりますことから、その経費を追加補正するものでございます。

財源の内訳といたしましては、国庫支出金36万3,000円、府支出金が18万1,000円、一般財源が18万2,000円となっております。この一般財源の18万2,000円につきましても、全額子ども子育て支援臨時交付金となっております。

続きまして、4番、学校教育課所管でございます。

幼稚園教育振興事業費47万2,000円の追加補正でございます。

こちらにつきましては、主要事項調書のほうをご覧いただきたいというふうに思います。主要事項調書の1ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの事業につきましても、10月から開始をされます幼児教育・保育無償化の実施に伴うものでございます。新制度の開始に伴いまして、現在実施しております幼稚園就園奨励費について、10月以降分を減額し、子ども子育てのための施設等利用給付といたしまして、10月以降、新たに3歳から5歳の幼稚園の入園料、利用料について、月額2万5,700円まで無償化するとともに、保育の必要性があると認定を受けた3歳から5歳の預かり保育料についても、月額1万1,300円まで無償化を行うものでございます。

実費徴収に係る補足給付として、年収360万円未満相当世帯、また第3子以降の子どもの副食費についても、月額4,500円まで無償化を行うものでございます。また今回の無償化に伴いまして、町立保育所と同様に、町内における就学前の子育て支援を行う観点から、本町が給食を提供しております私立幼稚園の給食費の無償化を行うものでございます。

財源の内訳といたしましては、国庫支出金が328万4,000円、府支出金が251万6,000円、一般財源につきましては、幼稚園就園奨励費の減額及び子ども子育て支援臨時交付金の増により、差し引き107万6,000円の減額となるもので

ございます。

以上、文教厚生常任委員会所管課分の予算についてご説明をさせていただきましたが、本補正予算につきましては、10月から開始をされます幼児教育・保育無償化によるものでございますことから、新制度への対応につきまして、別途追加配付をさせていただきました予算特別委員会資料に基づきまして、担当課のほうからご説明をさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、お手元にお配りしましたB4サイズのチラシのほうをご覧ください。健康児童課のほうから、幼児教育・保育の無償化につきまして、概要のほうの説明をさせていただきます。

こちらのほうは、既に9月の広報紙のほうに挟み込みをさせていただいておりましたので、既にご覧になっていただいている方もおられるかと思いますが、大きな概要としまして書かせていただいております。10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳のクラスの子どもたち、また住民税非課税世帯の0歳児から2歳の子どもたちの利用料が無料となります。

具体的には、幼稚園の中でも新制度に移行した幼稚園、また認定こども園や保育所に関しましては、保育料そのものが3から5歳のクラスが無料となります。こちらのほうは、今年度は年度途中になりますが、原則として3歳になった次の年の4月から残りの3年間が無償となります。新制度に移行していない幼稚園につきましては、月額2万5,700円が上限となって無償の対象となります。幼稚園の場合は、満3歳に達した日から無償化の対象となります。また、地域型保育、企業主導型保育事業についても、同様に無料となってきます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちと、2つめの囲みをさせていただいたところとなります。こちらに関しましては、幼稚園を今現在利用されている方、これから利用する方で、就労等でさらに預かり保育を利用されている場合は、利用日数に応じまして月額1万1,300円を上限として無料となります。こちらのほうは、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。これまで幼稚園は、新制度に移行されていない幼稚園に行かれている方は、認定という事務が必要ではございませんでしたが、新たにこの無償化の対象となるためには、保育の必要性、いわゆる就労等の、本来でしたら保育の必要性があるという認定を受けていただいて、その理由により、幼稚園の預かり分と預かり保育を両方とも利用されているということの認定を受

ける必要がございます。対象となるのは、同じく3歳から5歳のクラスになります。

また、今回新たに給付事業として追加されました部分でございます。認可外保育施設等を利用する子どもたちということで、認可外保育施設、いわゆる本当の認可外保育のほか、ベビーシッターや一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などを認可外保育施設等と総称しております。こちらの利用を無償化の対象とするためには、保育所、認定こども園などを利用できていない方、都市部のほうでの利用がいっぱい待機が出ているような場合を指しますが、またこちらが利用できていない方で保育の必要性の認定のある方が対象となってきます。3歳から5歳のクラスでは月額3万7,000円を上限、0から2歳のクラスの方も、こちらのほうは住民税非課税の世帯の子どもたちが、月額4万2,000円を上限として無料となってきます。

具体的に言いますと、保育の必要性が、1日8時間以上必要性があるにもかかわらず、幼稚園等を利用されていまして、幼稚園と預かり保育、さらにはそれで足りなくて、ほかのファミリーサポート事業で預かりをされている方や、認可外保育施設を利用されている、保育所に入れずに認可外保育施設、またいろんな組み合わせで一時的預かり、病児保育とかをいろいろ組み合わせて、全ての中で月額3万7,000円が上限として無料の対象となってきます。こちらのほうは、新たな給付ということで、施設等利用給付ということで、新たに制度化されたものでございます。

また、一番最後の、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちという部分で、発達障害、障害児の発達支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設をいいます。こちらのほうを利用される場合も、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が無償の対象となっております。幼稚園、保育所、認定こども園等も利用されていて併用する場合は、両方とも無料の対象となります。

本町におきましては、今現在、本町の子どもたちが通っておられるのは、町立の保育所、また私立の新制度に移行されていない幼稚園で、一部就学前の障害児の発達支援を利用するお子さんもいらっしゃいます。こちらの方々につきましては、保育所の場合でございますと、保育所のほうが3歳から5歳のクラスは完全10月から保育料は無償となります。

その中で、国のほうが示しております無償の対象としないものの中に、給食費がございます。今回の無償化の対象の中では、そもそも給食費が、今までは副食費、おかず代の部分が保育料に含まれておりました。そちらは無償化の対象外というふうに国はいた

しましたので、本来ですと自己負担という形になります。ただ、本町の場合は、新たな自己負担、それでいいですと、今まで第3子無償化で保育料が0であったお子さんが、給食費相当、国が示しておりますのは4,500円相当でございますが、そちらのほうで新たに負担が発生するというような形になります。それを避けるため、本町の町立保育所では新たな負担をなくすということで、0の方は0のままという意味合いからも、給食費の無償化をさせていただきたいと考えております。その中でも、国の制度の中で、一定低所得者階層は、国としても免除という方針になっております。また、先日、京都府のほうが発表されましたが、京都府のほうで第3子無償化の対象になっているお子さんに関しましては、国の制度を超えた部分で第4階層の途中から第5階層までは、京都府として無償化の対象になりましたが、そちらの対象のお子さんに関しましては、府の中で一部給食費支援としまして、4分の1相当を府が支援するというで発表されております。それを超える部分で、町が今まで負担していた第3子無償化の部分であったり、全てのお子さん、今回、国にも府にも該当されない部分に関しましては、町のほうで新たな負担を避けるということで、副食費のほうの無償化をあわせて進めたいと考えております。

あとは、認可外の保育施設等ですが、本町の中で該当する施設としましては、認可外保育所が1カ所あります。京都府のほうで認定を受けている認可外、認可外の保育施設が1カ所あります。また、その他の施設としては、一時預かり事業、町で実施しております一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業がございます。こちらのほうが、新たな施設等利用給付の該当施設となりますので、施設等の利用給付が受けられるという認定の事務を今進めておまして、もう間もなく、そういう対象施設であるということの公示をホームページ上でもさせていただく予定です。

実際こちらを使われることが想定される費用として、今回の補正予算で上げさせていただいておりますが、可能性としましては、認可外保育施設を利用されるような場合と、万が一、保育所等の受け入れができなくなった場合で、一時預かり事業で利用されるという方に対しての給付が出るようにということで、費用のほうの計上をさせていただいております。

その他、就学前の障害児の発達支援を利用するお子さんなどについては、個別に限定された方になりますので、担当課のほうから通知を行っているというところです。

大まかな無償化の概要につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、ただいま健康児童課長のほうから大筋ご説明があったところでございますが、私どものほうは幼児教育に関する部分、幼稚園に関する部分につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

お手元のほうには、幼児教育の無償化ということで、A4、1枚物のほうをお願いいたします。

幼稚園につきましては、ただいまございました満3歳から5歳児さんにつきましては、月額2万5,700円まで無償ということになります。ただ、こちらにつきましては、月々の利用料に合わせまして、入園の初年度につきましては、その入園料を在籍の月数で割ったもの、それを利用料にプラスをいたします。算定のイメージといたしましてご記入をさせていただいておりますが、入園料のほうが3万6,000円の場合、12カ月で割った場合3,000円となります。これに月額利用料をプラスいたしまして、2万7,000円と、先ほど申し上げました月額の2万5,700円との差、こちらの1,300円につきましては、保護者の実費負担になるというような計算でございます。

あと、先ほどございました預かり保育につきましても、月額1万1,300円までは無償となります。ただ、こちらにつきましては、保育が必要であるという申請を出していただいた上で、利用日数に応じて上限額が決まっておりますので、上限額と利用料との差、こちらのほうが実費負担となるということでございます。

今現在の宇治田原町の状況でございますが、現在、8月1日現在で、私立幼稚園を利用されている園児さんは町内で9園、計55名いらっしゃいます。3歳児さんが9名、4歳児さんが21名、5歳児さんが25名というようなことになっております。

町の動きといたしましては、8月17日、ホームページ等に案内を掲載しております、26日から随時、幼稚園の利用児さんの保護者の方には、個別に案内文書と申請書類のほうをお送りいたしましたので、現在その申請受け付けをしているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

議案第27号に係る健康福祉分、教育委員会所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。今西委員。

○委員（今西久美子） 10月から非常に制度が大きく変わるということで、今それぞれご説明いただきましたけれども、ちょっと非常に複雑だなという感じを受けました。

これ、折り込みを9月1日の町民の窓にさせていただいたということですが、それ以降、問い合わせ等はございましたでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 保育所の中で、個別に保育所の職員室なり、職員に聞いていただいている方は何名もおられますし、また、チラシを見て、ちょっと気になるということで、お電話でもお問い合わせも数名いただいております。また、支援センターの中でお問い合わせも何名かいらっしゃいますので、また支援センターのほうでは、わかりやすい説明の機会を設けたいなと思っておるところです。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 説明の機会も設けるといことですがけれども、自分の場合どうなるかというのを、多分保護者の皆さんは知りたいと思うので、ちょっと問い合わせ先が3カ所分かれていますけれども、それぞれに的確にご返答ができるように、きちんとしていただきたいというふうに思います。

それと、幼稚園のほうですけれども、給食費についてですが、これ町内のうぐいす幼稚園だけなんだと思うんですけれども、年収によって分かります。これは保育所も同じなんですか。給食費について、副食費については年収360万円で分かれるかと思うんですけれども、この辺は保育所も同じですか。

○委員長（藤本英樹） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 先ほどもちょっと説明させていただいていましたが、国の免除としては年収360万円未満までの方が、免除の対象にはそもそもはなっております。それ以上の部分で、府が今回4分の1の支援がありまして、それ以上の部分が町のほうで負担と、今回はそうさせていただきたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 結果として、全員が給食費については無償ということでもいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今回、0の方が新たに給食費を負担ということのないように、全員が無償の対象となるように制度として進めたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 幼稚園もそういうことでもいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 幼稚園につきましては、今回主要事項調書にも上げさせていただいておりますが、新たに幼稚園給食費補助ということで、町内の施設に係る均衡をとるということで、うぐいす幼稚園さんに登園していらっしゃる方々の給食費につきましては、本町のほうで負担をさせていただくということになっております。

以上です。

○委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） この、年収360万円未満云々というのは国の基準であって、町としては幼稚園も全て無償ということでもいいんですか。ちょっと確認。ごめんなさい。

○委員長（藤本英樹） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） そうでございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 私のほうからは、今回のその制度に対する財源のことなんですけれども、この間、今回のこの年度に関して言えば、子ども子育て臨時支援交付金が充てられるということなんですけれども、この間、我が町もそうですけれども、全国の市町村長会のほうから国のほうに、次年度以降もこの費用については全額国のほうで負担するようという要望も出していましたが、それ以降、この部分どういうふうになったのかという点と、次年度以降、この制度に対しての財源はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 幼児教育の無償化につきましては、消費税率が10%に引き上げが行われますことから、その財源を使うということにしております。先ほども説明をさせていただきましたが、本年度につきましては、その財源がまだ回らないということですので、国のほうで臨時交付金をつくられて、全額を措置されるということでございます。

来年度以降につきましては、幼児教育の無償化に係る地方負担、その分について、地方財政計画のほうに全額歳出を計上いたしまして、基本的には消費税の交付金、そちらのほうを充当する形になりますが、そこで不足する部分につきましては、交付税の算定で基準財政需要額に全額参入をするということ、原則としましては、全額国費のほうで対応するというふうな考え方に今なっているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 他にございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の財源の話なんですけれども、今年度、消費税の地方配分分がま

だわからないから、今年度は一般財源でこれ、言葉は悪いけれども立て替えみたいな形という理解でいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今年度分につきましては、国のほうから子育て支援臨時交付金ということで、3月に交付のほうが予定をされております。ただ、算定につきましては、これから算定のほうが始まりますので、額については今の予定額で計上をさせていただいているところです。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そしたら、3月でこれまた財源の組みかえがあるという理解でいいんですか。

○委員長（藤本英樹） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 3月の時点でその額が確定しますので、その辺りでまた補正が必要であれば、補正のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の財源の件はわかりました。

先ほどの説明の中で、認可外保育園が宇治田原に1つあるということなんですけれども、それはどこなんですか。

○委員長（藤本英樹） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 禅定寺に設置されております「森のようちえん」というところが、認可外の保育所として京都府の確認を受けておられます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 森のようちえんは、宇治田原の方は誰も入っておられないというふうに聞いているんですが、違ったらまた訂正してもらったら結構です。ここで、認可外の保育園については、保育所、認定こども園などを利用できていない方だという説明があったんですけども、この利用できていないの概念、これ例えば、待機で利用できていないのか、本人の選択で利用できていないのか、それは両方可行ということなんですか。

○委員長（藤本英樹） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 利用できていないの本来の考え方は、待機でありましたり、利用調整で、例えば何園かお持ちの市町村で、利用調整で希望の園に入れなく、より職場に近い認可外を選ぶとかいうことも想定されているようです。なので、どちらも申

請もされずに直接認可外だけを行かれています。本来の想定ではないというふうに返事はもらっているんですが、今、QAを投げかけさせていただいておまして、ただ、できるだけたくさんの方に無償化の対象になるようにというふうには、国のほうは考えているということの回答は、今の段階では得ております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 単純に理解すれば、保護者の選択で行っていないというのはだめみたいに聞こえるんですけども、今回の制度改正の中で、できるだけそういう方についても、やはり拾っていただけるというか、対象になるようにしていただきたいなど、まずそれはお願いをしておきます。

次に、幼稚園の給食費の補助の件なんですけれども、うぐいす幼稚園については、いろいろと子どもが今11人、3歳から5歳の3クラスでたしか11人というふうに、非常に減ってきてある中で、この春に文教厚生常任委員会で、うぐいす幼稚園の経営者も来ていただいて懇談の場を持ち、いろいろとどういう形での支援をしていくんだということの議論もさせていただいたところなんですけれども、今回、給食費を町単独で補助をされるというのは、保育園に行っている子どもも、幼稚園に行っている子どもも、同じようにという説明やったと思うんですけども、それでよかったんですね。

○委員長（藤本英樹） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 先ほどの件なんですけれども、やはり町内における就学前の施設間の均衡を図るということで、同じく子育て支援という観点で無償化ということにさせていただいたところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、実体的に言いますと、うぐいすは宇治田原の子どもだけしか行っていないということで、ほかの市町からの受け入れはされていないと。そのことが結構経営的に、先ほど言った子どもさんの数が減ってきているということになってきたあと思うんですけども、やはり今後、その縛りも撤回をされて、町外の子どもさんも受け入れをしていかんことには、経営自体が成り立たへんという状況に来てあるんで、その辺りも含めて、この前の懇談会でも出ていたんですが、これは、この補助金は、属地、属人、どちらなんですか、考え方は。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 原則論から言いますと、町内ということの取り決めがあるので、町内の人、属人ということにはなると思うんですが、例えば今おっしゃっていただいた

経営改善する中で、町外の方を受け入れるということになった場合には、その方をピックアップして、給食代をくださいということは、なかなかできないだろうというふうには思っておりますので、現実の問題として、もしそういうことになれば、対象とすべきであろうというふうには考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 将来、そういうような形になったときに、町外から来られる方も補助の対象だということは、考え方としてわかりました。

そしたら、逆に、宇治田原から町外の幼稚園に行っておられる方の、この給食費の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） これは、実際に何名かの方が町外の幼稚園にお通いになっているというのは、もう現実としてはございます。

その中で、幼稚園のそれぞれの方針もございますかと思うんですが、給食をほぼほぼ実施されていない、毎日の給食をほぼほぼ実施されておられない。ただ、週に何回か取り組んでいらっしゃる園もあるようでございます。そういう形態が異なるということと、やはり保護者のご判断で町外に行っているということがございますので、その点については、先ほど属人か属地かというお話をいただく中で、立原課長並びに岩井課長のほうからも説明をさせていただいている中で、町内の施設の均衡を図ることが大前提で考え方を整理しておりますので、申し訳ございませんけれども、町外に通っていらっしゃる方については対象外と。

これについては、ほかに、意味合いは異なるかもしれませんが、修学旅行の補助なんかでも、町外の学校にお通いになっている方については対象にしておられないということもございますので、そういう考え方と同じように、基本として考えております。

以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今言われた修学旅行云々の話だとか、確かにそういう不均衡はあるとは思いますが、今回この幼児教育の無償化という大きな流れの中で、町外に行っておられる方、恐らく教育委員会では、そこはちゃんとつかんでおられると思うので、そんなに、また町外の幼稚園で給食を実施されているところって、そんなにはないと思うので、もしそういう方も補助の対象にできるのであれば、手続き的に大変なんか、ちょっとそこはわかりませんが、やはり町内の幼稚園、町内の保育園、同じようにとい

う考えに立つならば、町外に通園されている方も含めて検討していただきたいなというふうに思います。それは私の要望にしておきます。

あと、ちょっと関連してなんですけれども、当初予算で幼稚園の入園の支度金、支度金という言葉がいいかどうかわかりませんが、5万円、今年当初予算で上がっているんです。これは、全ての幼稚園に5万円。うぐいすについては、さらに5万円上乗せをするということで上がっているんですけれども、そのうぐいすの補助のあり方について、いろいろ議論をしようということで、多分、今、その上乗せの5万円は、まだ宙に浮いているような状態かなと思うんです。ここらの考え方、これとこの今回の給食を補助するということもあるんで、それ今どのように考えておられるか、現時点でも考え方がわかれば、関連で質問したいと思います。

○委員長（藤本英樹） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ただいまご指摘いただきました入園に関しての支援をさせていただくことに関しましては、一律5万円については執行させていただいております。うぐいす幼稚園さんについては、上乗せ分について、前回の、開催が前々回ですか、委員会の中で、所管委員会の中でいろいろお話をさせていただく中で、ウェイティングということにはなっております。

これについては、うぐいす幼稚園の経営に資する問題等々を含めて、十二分に議会にも、住民の方にも納得のいくような対策を講ずるべきというのが、そのときにご指摘いただきました。これに関しましては、今、教育委員会と園さんのほうと調整する中で、何らかの形で、目に見えるような形でやっていかなければいけないと。

一つとしてですが、先ほど谷口議長がおっしゃっていただいた中で、町外の獲得に動く、実際に町外の子どもさんが来ていただけるかどうかという問題はあるかと思えますけれども、姿勢の問題として、そういうことについても取り組んでいくべきというふうには思っておりますので、そういったことについては進めていきたいと。

ただ、今回の給食のことに関しましては、それとは別として、先ほども申し上げておりますように、町内の子どもたちに対する食の負担の均衡を図るということでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） できるだけ、うぐいす幼稚園についても、もう少し園児を増やしてもらう努力とかやっていただく中で、またその辺りの整理をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議案第27号につきましては終了いたします。

◎議案第28号の説明、質疑

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第4、議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。広島介護医療課長。

○介護医療課長（広島照美） それでは、議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第28号議案書、A4横長の補正予算概要をごらんください。

前年度の国・府支払基金の交付金等の確定によりまして、返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書、1ページにございますとおり、今回保険事業勘定の補正予算額、歳入歳出それぞれ1,338万4,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,081万1,000円とさせていただくものでございます。

まず、歳出でございますが、横長の概要をごらんください。

過年度分国府等支出金返還金1,338万4,000円でございます。これは、平成30年度介護給付費及び地域支援事業に係る負担金、交付金の国庫分、府費分、支払基金分について、実績報告の結果、受入済額が超過となり返還するものでございます。

返還額の内訳の主なものといたしましては、介護給付費負担金、国・府合わせまして1,297万1,390円。また、地域支援事業交付金、国・府合わせまして9万4,320円。どちらも返還時期は令和2年3月末予定でございます。

また、介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金へ19万8,391円、地域支援事業支援交付金の支払基金分が10万8,667円、これの返還時期が令和元年9月末となっております。

次に、歳入でございますが、議案書の6ページ、7ページをごらんください。

8款の繰越金、前年度繰越金につきましては、先ほど歳出で過年度分国府等支出金返還金の財源とするために、繰越金を1,338万4,000円増額しているものでござ

います。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第4、議案第28号につきましては終了いたします。

審査が全て終わりましたので、直ちに討論に入ります。

◎議案第27号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） まず、議案第27号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第27号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第28号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第28号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第28号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第29号の討論、採決

○委員長（藤本英樹） 次に、議案第29号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第29号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員であります。よって議案第29号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託された議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、9月12日の本会議において討論される方は、配付しております討論通告書を9月10日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会することにいたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時54分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤 本 英 樹